

日行連発第 469 号
令和 8 年 7 月 14 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 宮本 重則
国際・企業経営業務部
部長 櫻田 直己
申請取次行政書士管理委員会
委員長 本間 潤子

特定在留カードの取扱いについて（周知）

平素は、本会の事業推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、本会から出入国在留管理庁に対し、令和 8 年 6 月 14 日から運用が開始された「特定在留カード」の取扱いについて照会を行ったところ、地方出入国在留管理局長に届け出た行政書士が業務上必要な場合に在留カードを預かることは従来から出入国管理及び難民認定法において認められており、特定在留カードについても原則として従来の在留カードと同様に取り扱われるとの回答がありました。

あわせて、出入国管理及び難民認定法及び同法施行規則では申請取次制度を設け、申請時に在留カードの提示を求めていることから、申請取次行政書士が業務上必要な範囲で特定在留カードを預かることは制度上当然に予定されており、特定在留カードであることのみを理由として従来の取扱いを変更するものではないとの見解が示されましたので、お知らせいたします。

なお、特定在留カードには、マイナンバーが記載されているため、預かり時にはマスキングを施すなど、適切な保管・管理を徹底していただきますよう会員の皆様への周知をお願いいたします。

以上